

沖中発第 625 号
平成31年1月24日

会 員 各 位

沖縄県中小企業団体中央会

【セミナー開催のご案内】

『働き方改革関連法施行迫る！中小企業の義務と実務』

～2019年4月と2020年4月に施行。違反企業には罰則も～

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、中小企業がまず、直面するのが「年次有給休暇5日を確実に従業員に取得させる義務」です。さらに「時間外労働の上限規制（中小企業は20年4月1日適用）」、「正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止（中小企業は21年4月1日適用）」にも対応が必要になります。

とりわけ対応が急務なのは、年次有給休暇5日を確実に従業員に取得させる義務です。

この義務は企業の規模を問わず、かつ、正社員やアルバイトといった雇用形態にかかわらず適用が及びものです。最低年5日の年休を取得させなかった場合、企業には従業員一人当たり最大30万円の罰金に処せられる可能性があります。

こうした働き方改革関連法の施行は、企業には負担となる一方で、社員の働き方の改善に真剣に取り組む契機でもあります。

今回のセミナーでは、働き方改革関連法の制度内容、法の施行まで時間がない中で実務において各企業に必要なとされる具体的な対応について、とくに年次有給休暇の制度、対象となる従業員、計算方法、管理方法などを解説いただきます。

組合役職員、経営者の皆様には、ご参加されますようご案内申し上げます。

○開催日時 平成31年2月6日（水）14時～16時（13時30分受付開始）

○開催場所 ノホテル沖縄那覇 ルシエル（地階）

（旧 沖縄都ホテル）那覇市松川40 tel098-887-1111

○講 師 社会保険労務士 堀下和紀 氏（堀下社会保険労務士事務所 代表）

○申込期限 2月4日（月） ※定員40名に達した時点で申込受付終了予定。

○**受講無料** ※参加申込書のFAXで、受講申込受付となります。

定員の場合には別途ご連絡いたします。

○お問い合わせ 沖縄県中小企業団体中央会（電話860-2525）担当 上原英樹 知念

参加申込書

中央会 支援課 宛

FAX 098-862-2526

組合名・会社名		電 話	
		FAX	
	氏 名（役職）		氏 名（役職）
1		2	

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本講習会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。